

旧秋田技術専門校跡地除草・伐木等業務委託に係る一般競争入札の実施について

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和7年5月30日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 旧秋田技術専門校跡地除草・伐木等業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (3) 委託箇所 旧秋田技術専門校跡地（秋田市飯島穀丁415番12）
- (4) 業務概要 上記県有地の除草・伐木等業務
詳細は別添本委託に係る仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29条）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事務所を除く。）であること。
- (5) 公告日現在、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監一134）第5条に規定する令和7年度建設業者等級格付名簿の「造園工事」に登載されていること。
- (6) 秋田地域振興局管内に主たる営業所を有していること。
- (7) 本委託に係る仕様書に定められている条件を満たす有資格者を雇用しており、業務担当者として配置できること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書（案）、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県出納局財産活用課 調整・財産管理チーム（電話番号018-860-2735）
秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」において掲載し配布する。
- (2) 交付期間
令和7年5月30日（金）から令和7年6月12日（木）まで。ただし、財産活用課で交付を受ける場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、入札説明書に記載された必要書類等を令和7年6月12日（木）までに(1)に掲げる場所に提出すること。

4 入札執行の日時

令和7年6月13日（金）午前10時
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎地階 財産活用課入札室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

財務規則第177条から第179条までの規定による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

本入札の予定価格の消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定することとするが、その後、落札者の決定方法の詳細については入札説明書による。

入札は2回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。